

広島県医師会委員会 規程

平成 26.6 制定

// 28.4.改正

(総 則)

第1条 一般社団法人広島県医師会定款第 59 条の規定により設置する委員会は、この規程の定めるところによる。

(設 置)

第2条 委員会を設置するときは、次に掲げる事項について理事会の承認を受けるものとする。

- (1) 委員会の名称
- (2) 委員会の所掌事務
- (3) 委員会の組織
- (4) 委員会を担当する役員

(委員の委嘱)

第3条 委員会の委員は、会長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、当該期役員の在任期間以内とし、委嘱に当たって、その都度定める。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長 1 人、必要により副委員長 3 人以内をおき、会長の指名又は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 副委員長を置かない場合において、委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があるときは会長の了解を得て学識経験者等に出席を依頼し、

その意見を聴くことができる。

(報 告)

第7条 委員会は、その所掌事務に関する審議の結果について、必要に応じ会長に報告するものとする。

(服 務)

第8条 委員は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(専門委員)

第9条 委員会に専門の事項を調査検討するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員長の推薦を受けて会長が委嘱する。

(庶 務)

第10条 委員会の庶務は、指定された事務局において処理する。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月5日から施行する。